者 道 府 県 各 保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿 特 別 区

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長 (公印省略)

トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に伴う 毒物及び劇物の適正な保管管理について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理強化については、「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」(令和5年3月3日付け薬生総発0303第1号・薬生薬審発0303第1号・薬生監麻発0303第3号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知)で指導等をお願いしているところです。

今般、トランプ・アメリカ合衆国大統領来日に備え、危害の発生を未然に防止する観点から、毒物及び劇物の保管管理についても貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、一般社団法人日本試薬協会会長及び公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

1 「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知)、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」(平成30年7月24日付け薬生薬審発0724第1号厚生労働医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)等を踏まえ、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第11条第1項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。

- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 17 条に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。
- 3 毒物又は劇物の販売、譲渡等を行う場合には、「劇物に指定されているタ リウム化合物等の毒物及び劇物の販売時における法令遵守並びに身元確認の 実施の徹底について」(令和6年1月26日付け医薬薬審発0126第5号厚生 労働省医薬局医薬品審査管理課長通知)を踏まえ、譲受人に対して、身分証 明書等の確認を行うこと。